

生駒市訓令甲第3号

生駒市行政企画会議規程及び生駒市行政改革推進本部設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年5月29日

生駒市長 山下 真

生駒市行政企画会議規程及び生駒市行政改革推進本部設置要綱を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 生駒市行政企画会議規程（昭和45年11月生駒市訓令甲第5号）
- (2) 生駒市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年6月生駒市訓令甲第5号）

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年6月1日から施行する。
（生駒市事務改善委員会規程の一部改正）
- 2 生駒市事務改善委員会規程（昭和55年5月生駒市訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。
第9条中「行政企画会議」を「行政経営会議」に改める。
別記様式中「生駒市行政企画会議」を「生駒市行政経営会議」に、「会長」を「市長」に改める。
（生駒市職員提案規程の一部改正）
- 3 生駒市職員提案規程（昭和46年11月生駒市訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項、第8条及び第9条中「生駒市行政企画会議」を「生駒市行政

経営会議」に改める。